奨学金情報

団体名・奨学金名	**JEES 日本語修学支援奨学金**
応募資格	□2022 年 10 月に本学に正規生として在籍し、日本語による修学を目指す私費外国人留学生 □2021 年 7 月（第 1 回）または 12 月（第 2 回）に日本国内で実施した日本語能力試験 N1 または N2 を受験し、優秀な成績を修め、合格した者。 □経済的に困窮している者。 □採用された場合の受給期間が 2022 年 10 月から 6 ヶ月ある者。 □JEES が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円（月額 50,000 円相当）以下である者。
支給金額	月額 50,000 円
支給期間	2022 年 10 月から 2023 年 3 月までの 6 か月
推薦予定人数	2 名 （全国での採用人数：20 名程度）
学内の応募締切	**6 月 10 日（金）（厳守！）**
問合せ・提出先	**国際交流チーム（留学生担当）** 以下の書類をメールで提出してください。 ① 願書（様式 1）… エクセルファイル ② 2021 年第 1 回または第 2 回日本語能力試験（受験地は日本国内に限る）の合否結果通知書又は認定結果及び成績に関する証明書 … PDF ファイル E メール：ryugaku@ab.mie-u.ac.jp　電話：059-231-9057
選考スケジュール等	・学内選考通過者のみに 7 月中旬までにメールで連絡します。 ・採否は 9 月中を目処に大学に通知されます。（書類選考のみ）
併給の可否	可（条件あり）
備考	**●申請前に必ず募集要項と奨学金申請の注意事項をよく読んでください。** ・標準修業年限を超えて在籍している場合は、申請できません。但し、休学期間は標準修業年限に含まれません。 ・過去に JEES 日本語教育普及奨学金（日能）を受給したことのある人は、応募することはできません。

奨学金申請時の注意事項

１．申請の前に

・必ず募集要項をよく読み、資格を満たしているか確認してください。応募条件や支給内容だけでなく、採用後の義務なども確認してください。（認定式や交流会などへの出席は必須。財団により定期的な課題提出などもあります。

・申請に必要な書類がそろっているか、必ず確認してください。特に前課程の成績証明書の不足が多いので注意してください。

・財団によって選考方法が異なります。面接がある場合は、あらかじめ交通費、場所、日時などを確認し、必ず出席できるようにしてください。

２．申請書類について

・継続申請の場合も、前回の内容をそのまま流用せず、新たな内容で願書を作成してください。

・消えるボールペン（フリクション）は使用せず、必ず黒のボールペンで記入してください。（消えるペンで書かれた書類は財団に提出できません。）

・選考の際、申請書類によってあなたの印象は大きく左右されます。選考する人が読みやすいよう、丁寧な記載を心がけてください。

・書き損じた場合は、修正液や修正テープや斜線での訂正はせず、新しく書き直しましょう。

・学部・研究科名等は省略せず、正式名称で記入してください。

・記入上の注意や指定には必ず目を通し、それに従って記入してください。

・相手方に失礼のないよう、記入欄または指定文字数の７～8 割を目安に記入するようにしてください。

・すべて書き終えたら、記入漏れなどがないか必ず確認してください。特に記入することがない欄も、「なし（数字ならＯ）」等と記入してください。

・PC で入力する場合、全ての文字が切れずに、枠内に収まっているか確認してください。

３．その他

・応募条件や申請書の書き方など、わからないことがあった場合は国際交流チームに問い合わせてください。個人で財団に直接問い合わせはしないこと。

・奨学金応募中、受給決定・内定中、受給中における退学、休学、留学および日本国外への出国の際は、事前に国際交流チームに連絡してください。

・大学を通さず直接応募または継続受給の申請等を行う場合は、必ず前もってその旨を国際交流チームに連絡してください。

【問い合わせ】
三重大学　国際交流チーム奨学金担当
E-mail: ryugaku@ab.mie-u.ac.jp　電話: 059-231-9057
〒514-8507 津市栗真町屋町 1577

（2021 年 2 月作成）

令和４年(2022年)度 JEES 日本語修学支援奨学金
募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、「令和４年(2022年)度 JEES 日本語修学支援奨学金」の奨学生を下記により募集する。

記

1 目 的

本奨学金は、日本語および日本理解のための修学に励む学生の支援を目的とする。本協会主催の日本語能力試験で優秀な成績を修め、経済的に困窮する私費外国人留学生に対し、奨学金を支給する。

2 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

(1) 令和４年 10 月に日本の大学の学士課程、又は修士課程(博士前期課程及び一貫制博士課程の 1～2 年次を含む。)、又は博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の 3 年次以上を含む。)、及び短期大学に正規生として在籍し、日本語による修学を目指す私費外国人留学生。在留資格は「留学」であること。

(2) 2021 年７月（第１回)または 12 月（第２回)に日本国内で実施した日本語能力試験 N1 または N2 を受験し、優秀な成績を修め、合格した者。

(3) 上記(2)の要件に加えて、経済的に困窮している者。

(4) 採用された場合の受給期間が令和４年 10 月から６か月ある者。

(5) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円（月額 50,000 円相当）以下である者。［貸与型（返済が必要なもの）奨学金、学費免除は除く］

(6) 令和４年 10 月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

3 採用人数

20 名程度

4 支給内容

月額奨学金　　50,000 円

5 支給期間

令和４年 10 月から令和５年３月までの６か月。

6 応募・推薦方法

(1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(2) 大学の長は、2 に挙げる応募資格に該当する者について、7 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学２名程度とする。

7 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービス Box の指定 URL へアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る
(2)	推薦書(様式 2)			文書番号の記載があれば、公印省略可
(3)	2021 年第 1 回または第 2 回日本語能力試験（いずれも受験地は日本国内に限る）合否結果通知書		PDF	提出できない場合、2021 年第１回または第２回日本語能力試験（いずれも受験地は日本国内に限る）の「認定結果及び成績に関する証明書」（成績証明書）でもよい

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

8 応募・推薦書類の提出期限

令和 4 年 6 月 30 日(木)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6 の(2)により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和 4 年 9 月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

10 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

11 奨学生の義務

(1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後 1 か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会へ報告すること。

(2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。

(3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。

(4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により大学を通じて本協会へ報告すること。

(5) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。

12 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消

(1) 奨学生が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、5に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、5の支給期間は延長しない。

(2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。

① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。

② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。

③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。

④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。

(3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

13 その他(注意事項等)

(1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。

(2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。

(3) 受給開始から終了まで、受給金額合計が年額 600,000 円(月額 50,000 円相当)を超える給付型奨学金に応募することはできない(ただし、本奨学金の受給終了後に受給を開始する他の奨学金は除く)。

(4) 在籍大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。

(5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。

(6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士(博士後期)課程3年とし、この期間のうち5に挙げる支給期間を支給対象とする。短期大学については、各短期大学において定められた標準修業年限(2年もしくは3年)のうち、5に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち5に挙げる支給期間を支給対象とする。

14 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、14(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

① 本奨学金の奨学生を決定するため。
② 本奨学金支給事務のため。
③ 本奨学金授与式または交流会等の開催時に利用するため。
④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。

15 問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会
学生支援部　国際教育課
〒105-0003　東京都港区西新橋 1-13-1　DLX ビルディング 12 階
TEL: 03-5454-5274
MAIL: ix@jees.or.jp

以上